

持続可能な生産消費形態のあり方検討会 設置要領

第 1 趣旨

近年、地球温暖化や森林伐採等、環境問題への関心が急速に高まっている。特に、金融業界における ESG 投資に係る動きを契機として、経済界では、環境を本業に組み込み、環境と経済の好循環を構築しようとする動きが高まっている。

国際的にも、2015 年に採択された SDGs に「つくる責任つかう責任」が位置付けられており、生産と消費の両輪を持続可能なものとしていくことが求められている。

一方、我が国の農林水産業においては、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、持続可能な生産に取り組む地域・事業者はいるものの、農林水産物や食品については、生活必需品である上、フードチェーンが延伸し、生産現場での取組や努力が消費者に見えにくくなっている。

環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれないことから、今後さらに持続的な生産への取組を進めるため、これを支える持続可能な消費の在り方について、普及方策の検討も含め有識者による検討会を立ち上げる。

第 2 委員

1. 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
2. 委員の任期は、委嘱の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする

第 3 運営

1. 検討会の座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。座長は、検討会の議事を運営する。
2. 座長は、必要に応じて座長代理を指名することができる。
3. 検討会の会議には、必要に応じて、委員以外の有識者の参加を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

第 4 オブザーバー

消費者庁及び環境省は検討会へオブザーバーとして参加する。

第 5 公開

1. 検討会の会議及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合には非公開とする。

2. 検討会においては、議事概要を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。

第6 事務局

検討会の事務局は、農林水産省大臣官房政策課環境政策室が行う。

第7 その他

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。